平成２４年（フ）第４３４号
千葉県松戸市日暮４丁目８番地の６　第二染谷荘102号澤井方、住民票上の住所千葉県松戸市三矢小台４丁目19番地の12
債務者　齊藤　知宏
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第１５５号
広島県廿日市市大野原１丁目５番13号　101、申立時の住所山口県岩国市麻里布町５丁目８番20―309号
債務者　江見　知行
1　決定年月日時　平成24年７月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで　山口地方裁判所岩国支部

平成２４年（フ）第３９号
山口県岩国市牛野谷町２丁目25番５号
債務者　土井　雅司
1　決定年月日時　平成24年７月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで　山口地方裁判所岩国支部

平成２４年（フ）第５７号
山口県岩国市由宇町南沖１―10―31　第２由宇中浜ハイツ206号、住民票上の住所山口県防府市大字新田1721番地の１　デーアアイⅡ103号
債務者　川村　健太
1　決定年月日時　平成24年７月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで　山口地方裁判所岩国支部

平成２４年（フ）第４６号
佐賀県唐津市鏡1629番地
債務者　近藤寿賀子
1　決定年月日時　平成24年７月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで　佐賀地方裁判所唐津支部

平成２４年（フ）第５１号
佐賀県唐津市浜玉町横田上1227番地１　クリスタージュ・ファミリアＦ107
債務者　川添　和子
1　決定年月日時　平成24年７月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで　佐賀地方裁判所唐津支部

平成２４年（フ）第５３号
佐賀県唐津市相知町伊岐佐乙540番地
債務者　松尾　明美
1　決定年月日時　平成24年７月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで　佐賀地方裁判所唐津支部

平成２４年（フ）第４８０号
神戸市長田区駒ヶ林町４丁目６番３号
債務者　藤本　俊夫
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５３１号
神戸市灘区下河原通４丁目４番19号　下河原ホワイトビル201、従前の住所神戸市中央区加納町３丁目１番20―1004号
債務者　安田　結花
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５３６号
神戸市灘区天城通６丁目６番７号　ニューカサブランカ202号、従前の住所神戸市東灘区深江南町２丁目３番29号
債務者　小田　勝仁
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９１号
山口市平井491番地　ハイツH20―１―E
債務者　宇田　裕幸
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで　山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１９９号
青森県下北郡東通村大字尻労字天神林17番地２
債務者　蒲　　清孝
1　決定年月日時　平成24年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４９号
千葉県印西市船尾795、住民票上の住所青森県五所川原市字上平井町71番地１　コーポエスペランサ202
債務者　木村　繁春
1　決定年月日時　平成24年７月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで　青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２４年（フ）第５０号
青森県五所川原市字上平井町71番地１　コーポエスペランサ202
債務者　木村亜紀子
1　決定年月日時　平成24年７月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで　青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２４年（フ）第１３５号
神奈川県横須賀市小矢部２―11―16、住民票上の住所神奈川県三浦市三崎１丁目８番２号
債務者　竹本　信和
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第１４７号
神奈川県横須賀市久比里１丁目17番３号　小川荘201
債務者　堤　　豊
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで　横浜地方裁判所横須賀支部